

な担い手確保の推進に努めた。

## (2) スマート林業の推進＜森林経営課＞

林業の低コスト化、省力化及び労働負荷軽減のため、林業事業体等に対し林業機械の購入（1事業体）及びレンタル（12事業体）、並びにICTの導入（11事業体）を支援した。

## 第3節 生物多様性の保全

### 1 外来生物の防除

#### (1) 岐阜県生態系被害防止外来種リスト・ハンドブックの公表＜環境生活政策課＞

本県においても、外来種の新たな侵入・定着や分布拡大による、生態系、人の生命・身体、農林水産業等への被害が懸念されている。そのため、県では、外来種対策推進の基礎資料とすることを目的に、多くの研究者等の協力を得て、令和7年3月に「岐阜県生態系被害防止外来種リスト」を取りまとめて公表した。

また、外来種に関する県民の理解促進を図るため、特に周知が必要な種について、その特徴や生態系等への影響、防除方法などをまとめたハンドブックを作成した。

表2-3-5 岐阜県生態系被害防止外来種リストに掲載された野生動植物数

| 分類群     | 植物  | 哺乳類 | 鳥類 | 爬虫類 | 両生類 | 魚類 | 昆虫類 | クモ類 | 甲殻類 | 軟動物 | その他無脊椎動物 | 合計  |
|---------|-----|-----|----|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|----------|-----|
| ○国外由来   |     |     |    |     |     |    |     |     |     |     |          |     |
| 総合対策外来種 | 101 | 8   | 3  | 3   | 2   | 10 | 25  | 1   | 3   | 10  | 1        | 167 |
| 産業管理外来種 | 21  | 0   | 0  | 0   | 0   | 1  | 1   | 0   | 0   | 0   | 0        | 23  |
| 定着予防外来種 | 1   | 2   | 0  | 6   | 1   | 5  | 7   | 1   | 3   | 0   | 0        | 26  |
| 小計      | 123 | 10  | 3  | 9   | 3   | 16 | 33  | 2   | 6   | 10  | 1        | 216 |
| ○国内由来   |     |     |    |     |     |    |     |     |     |     |          |     |
| 総合対策外来種 | 1   | 0   | 0  | 0   | 0   | 3  | 0   | 0   | 0   | 1   | 0        | 5   |
| 産業管理外来種 | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   |
| 定着予防外来種 | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0        | 0   |
| 小計      | 1   | 0   | 0  | 0   | 0   | 3  | 0   | 0   | 0   | 1   | 0        | 5   |
| 合計      | 124 | 10  | 3  | 9   | 3   | 19 | 33  | 2   | 6   | 11  | 1        | 221 |

表2-3-6 岐阜県生態系被害防止外来種リストのカテゴリー定義

|         |                    |                                                                    |
|---------|--------------------|--------------------------------------------------------------------|
| 総合対策外来種 | 総合的に対策が必要な外来種      | 県内に定着が確認されているもので、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害を及ぼす又はそのおそれがあり、総合的な対策が必要な外来種 |
| 産業管理外来種 | 適切な管理が必要な産業上重要な外来種 | 産業又は公益性において重要で、代替性がなく、その利用にあたっては適切な管理が必要な外来種                       |
| 定着予防外来種 | 定着を予防する外来種         | 県内に定着した場合、生態系、人の生命・身体、農林水産業等に被害を及ぼすおそれがあり、定着を予防する外来種               |

#### (2) 特定外来生物の防除＜環境生活政策課＞

県では、県内での定着が極めて稀、もしくは生息が確認されていないもので、人に危害を加える恐れのあるもの及び周辺環境への被害が甚大と思われる種を選定し、平成24年に「岐阜県緊急に防除すべき特定外来生物対応マニュアル」を策定した。令和2年11月からは、カミツキガメ、アルゼンチンアリ、ハヤトゲフシアリ、ヒアリ類、コカミアリ、ハイイロゴケグモの6種について対応することとしている。

また、地域の生態系保全のため、地域住民と一体となって特定外来生物の防除等に取り組む市町村に対し、補助金（生態系保全市町村支援事業）を交付し支援した。

## 2 希少野生生物の保護

## (1) 岐阜県レッドデータブックの改訂と保護区の指定＜環境生活政策課＞

本県においても、近年、人間の社会活動により、自然環境に様々な負荷をもたらしており、野生生物の生息・生育環境への影響が懸念されている。そのため、県では、多くの研究者等の協力を得て、県内に生息している9,000種を越す動植物について絶滅の危険性を調査し、平成13年8月に「岐阜県の絶滅のおそれのある野生生物2001ー岐阜県レッドデータブックー」として取りまとめて公表した。その後、平成22年8月には最新の知見を取り入れた「岐阜県レッドデータブック（動物編）改訂版」を、平成26年3月には「岐阜県レッドデータブック（植物編）改訂版」を公表した。

平成15年3月に、県民共通の財産である本県内に生息又は生育する希少野生生物を保護し、その絶滅を防止するため「岐阜県希少野生生物保護条例」を制定した。

その後、平成15年11月に16種（両生類1種、魚類2種、植物13種）の希少野生生物とハリヨの保護区4箇所を指定し、平成17年3月にハリヨの保護区1箇所を追加指定した。令和4年1月にハクバサンショウウオを指定解除し、指定種は15種（魚類2種、植物13種）となった。

表2-3-7 岐阜県レッドデータブックに掲載された野生動植物数

| 分類群    | 植物  | 哺乳類 | 鳥類 | 両生類・爬虫類 | 魚類 | 昆虫類 | 貝類 | 合計  |
|--------|-----|-----|----|---------|----|-----|----|-----|
| 絶滅     | 0   | 0   | 0  | 0       | 0  | 4   | 0  | 4   |
| 野生絶滅   | 0   | 0   | 0  | 0       | 0  | 0   | 0  | 0   |
| 絶滅危惧Ⅰ類 | 243 | 7   | 5  | 2       | 8  | 28  | 6  | 299 |
| 絶滅危惧Ⅱ類 | 167 | 6   | 7  | 4       | 5  | 28  | 14 | 231 |
| 準絶滅危惧  | 109 | 8   | 21 | 4       | 14 | 77  | 14 | 247 |
| 情報不足   | 34  | 1   | 8  | 4       | 4  | 33  | 18 | 102 |
| 合計     | 553 | 22  | 41 | 14      | 31 | 170 | 52 | 883 |

表2-3-8 岐阜県レッドデータブックのカテゴリー定義

|        |                          |                                                                             |
|--------|--------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 絶滅     | 県内では、すでに絶滅したと考えられる種      | 過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下を含め、県内では過去50年の間に絶滅したと考えられる種                      |
| 野生絶滅   | 県内において、飼育・栽培下でのみ存続している種  | 過去に県内に生息したことが確認されており、飼育・栽培下では存続しているが、県内において過去50年の間に野生ではすでに絶滅したと考えられる種       |
| 絶滅危惧Ⅰ類 | 県内において、絶滅の危機に瀕している種      | 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難なもの                                     |
| 絶滅危惧Ⅱ類 | 県内において、絶滅の危険が増大している種     | 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来「絶滅危惧Ⅰ類」のランクに移行することが確実と考えられるもの               |
| 準絶滅危惧  | 県内において、存続基盤が脆弱な種         | 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息条件の変化によっては「絶滅危惧」として上位ランクに移行する要素を有するもの                     |
| 情報不足   | 県内において、評価するだけの情報が不足している種 | 環境条件の変化によって、容易に絶滅危惧のカテゴリーに移行し得る属性を有しているが、生息状況をはじめとして、ランクを判定するに足る情報が得られていない種 |

## (2) 固有種の保全と傷病希少動物の治療等の実施&lt;環境生活政策課&gt;

国の特別天然記念物や本県の県鳥にも指定されているライチョウは、本州中部の高山帯にのみ生息する固有種であるが、近年生息数が減少しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されている。

本県では、県民にライチョウのことを知ってもらうこと、ライチョウが自然の中で安定的に生息していけることを目指して、平成31年3月に「岐阜県ライチョウ保護計画」を策定し、保護に向けた活動を実施している。

また、傷病等により保護された希少野生鳥獣を収容し、民間の専門機関において機能の回復を図り、自然界に放すことによって、希少野生鳥獣の種の保存を図るとともに、平成26年度には野生鳥獣リハビリセンターを開所し、軽度の傷病の治療や後期リハビリを同センターで実施している。

## 3 農地・里地里山の保全

## (1) 豊かな農村環境の維持&lt;農村振興課&gt;

農地や農村環境を守る地域ぐるみでの共同活動を支援した。令和6年度の共同活動対象農地は28,438haとなった。

## (2) 遊休農地対策&lt;農村振興課&gt;

遊休農地の増加は、病虫害の温床や有害鳥獣の棲みかとなり、近隣の農作物へ被害を及ぼすなど、地域の農業に悪影響を与えている。

このため、県では、中山間地域等直接支払を活用した発生抑制や、関係機関と連携した支援チームによる遊休農地の解消及び、営農再開支援を実施した。

## ○ 中山間地域等直接支払制度を活用した発生抑制

農業生産条件の不利な中山間地域での営農継続を図るため、令和6年度は9,217haの農地を支援した。

## ○ 支援チームによる遊休農地の再生支援

県、市町村、農業委員会、担い手農家等で構成される支援チームが、遊休農地の再生活動から営農再開までを一貫して支援した。令和6年度は11地区で148名が再生活動に参加した。

## (3) 環境を重視した里山づくりの推進&lt;森林活用推進課&gt;

清流の国ぎふ森林・環境税を活用して、県内各地で里山林整備事業を実施するとともに、環境への配慮と森林資源を活用した新たな里山再生手法の構築を目指して整備してきた環境保全モデル林の利活用について情報を周知した。

## ○ 里山林整備事業

令和4年度から里山林整備のメニューを地域住民の生活に密着した「危険木の除去」及び「バッファークロンの整備」に限定し、市町村等が県内各地で実施する里山林の整備を支援した（令和6年度整備箇所数：65箇所）。

## ○ 環境保全モデル林の利活用情報の周知

各モデル林で実施するイベント等の計画を県HPに掲載し、環境保全モデル林の利活用について県民へ周知した。

## 4 環境保全林の整備

## (1) 間伐等の支援

## ア 計画的な間伐の推進&lt;森林経営課&gt;

主に公益的機能が低下し、早急に間伐が必要な森林などを含め、5,241haの間伐を実施した。

国の補助制度では原則として木材生産を推進すべき森林の間伐を推進し、立地条件が厳しい森林や重要な水源林、溪畔林など特に環境保全を重視する森林では、「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して適切に整備を進める。

## イ 針広混交林化に向けた間伐の促進&lt;森林経営課&gt;

人工林の水源かん養機能等の向上を図るため、適切な間伐を進めた。林業経営による持続的な整備が困難な人工林では、針広混交林化に向けた間伐を支援した。

令和6年度の環境保全林における間伐実施面積は1,357ha（間伐実施面積5,241haの内数）であった。

## ウ 間伐材の利用促進&lt;県産材流通課&gt;&lt;森林経営課&gt;

間伐材などの加工体制の整備や新たな用途開発の取組を支援するとともに、住宅、公共施設等における県産材製品、木質バイオマスとしての利用を促進した。

## エ 緑の募金による県土緑化の推進＜森林活用推進課＞

緑の募金運動は、「緑の羽根募金」運動として昭和25年に開始された。なお、令和6年の募金額は56,038千円となっており、一部が各市町村に配分され、森林整備事業及び緑化推進事業に活用された。

## オ 森林認証制度の普及＜森林活用推進課＞

県内の認証森林（SGECほか）は6団体、32,225ha（2,061haは重複取得）となっている。

## カ 企業との協働による森林づくりの推進＜森林活用推進課＞

平成19年7月から、企業、市町村、地域住民等と県との協働による森林づくりに取り組み、令和7年3月末までに39件の協定が締結された。

また、平成20年7月15日には「岐阜県地球環境の保全のための森林づくり条例」を施行し、事業者が県内の森林を対象とした森林整備活動を実施することによって生じた二酸化炭素吸収量について、事業者の排出する二酸化炭素量から相殺できる二酸化炭素吸収量として認定を行い、県内の事業者による森林整備活動の促進に努めている。

## 5 野生鳥獣による被害防止

## (1) 人と野生生物が共生する地域づくりの推進＜環境生活政策課＞

## ア ツキノワグマによる被害を踏まえたゾーニングの設定や出没時の対応

ツキノワグマによる農林業被害や人身被害の軽減を図るため、排除地域、緩衝地帯、コア生息地という3つの目的別に区画したゾーニングの設定手順をまとめたガイドラインを令和3年3月に作成し、市町村と共有を図った。

また、令和4年3月にツキノワグマ出没時の対応マニュアルを作成し、市町村や関係機関と共有を図るとともに、令和6年度に人身被害が発生した際には「ツキノワグマ出没注意情報」を発令し、県民に注意喚起を行った。

表2-3-9 地域におけるゾーニング区分の考え方

| ゾーニング区分 | クマの生息                         | 誘引物の除去などの対策     | 区分の判断基準                     |                                          |
|---------|-------------------------------|-----------------|-----------------------------|------------------------------------------|
|         |                               |                 | 土地利用                        | 住民からみた区分の位置づけ                            |
| 排除地域    | ×<br>認めない                     | ◎<br>定期的実施      | 住宅地、住宅地周辺の農地や建物など           | ・常時、多くの人が暮らす場所                           |
| 緩衝地帯    | △ <sup>(注)</sup><br>一時利用のみ認める | ○<br>状況に応じて実施   | 山際や、山に近い農地・住宅地から離れた山林内の建物など | ・排除地域とコア生息地との境界付近<br>・定期的または時季的に人が利用する場所 |
| コア生息地   | ○<br>認める                      | ×<br>定期的には実施しない | 住宅地から離れた山林など                | ・人の利用頻度は低く、クマの生息地として認識する場所               |

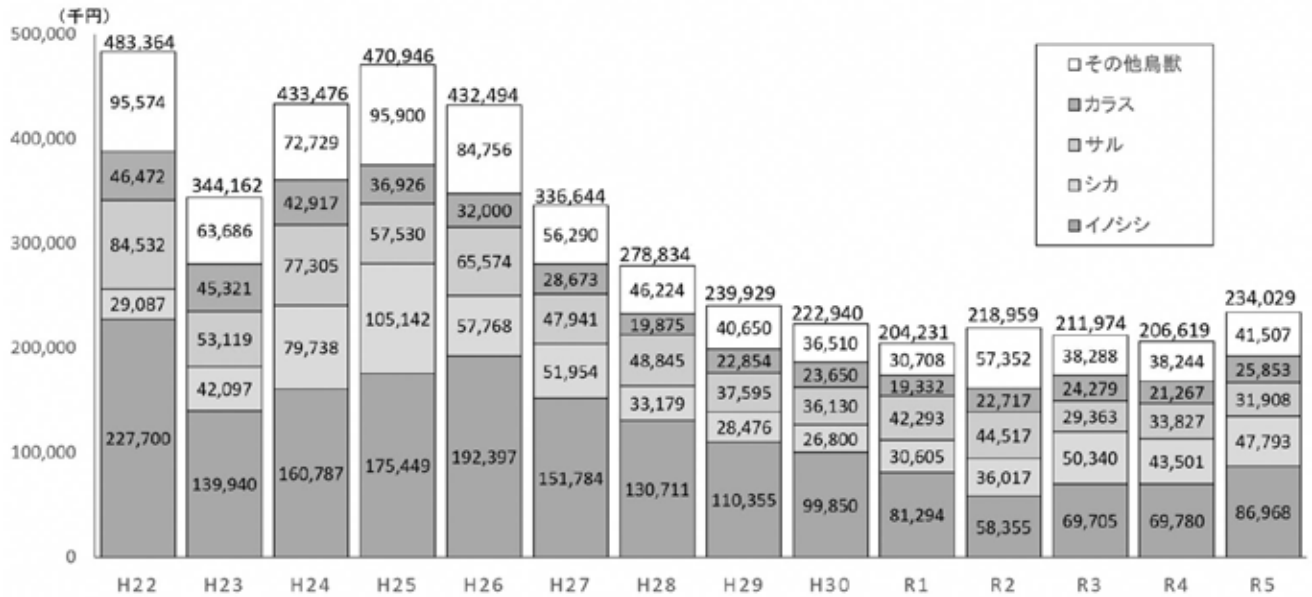
注) 一時利用とは移動時の経路や短時間の採餌行動を行うことを示す。

## イ 野生鳥獣による農作物被害防止対策＜農村振興課＞

野生鳥獣による農作物被害額は、令和5年度に約2億3,403万円となった。

県では、野生鳥獣による農林水産物の被害や生活環境被害の軽減に向けた対策を進めるため、平成27年度から各農林事務所に「鳥獣被害対策専門指導員」を配置し、被害集落への支援体制を強化するとともに、市町村が行う防護柵設置（総延長約2,700km）や捕獲機材の導入、個体数調整捕獲や広域捕獲等による捕獲強化、地域住民が主体となったわな捕獲を中心とした捕獲体制整備の支援などを実施した。

図2-3-3 野生鳥獣による農作物被害額の推移



備考) 県農村振興課調べ

## (2) 第二種特定鳥獣管理計画の策定&lt;環境生活政策課&gt;

本県では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンカモシカ及びツキノワグマについて、県内に分布する個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害などの軽減を図るため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」第7条の2の規定に基づき、第二種特定鳥獣管理計画を策定している。

## (3) 鳥獣被害対策に関する理解促進&lt;環境生活政策課&gt;

平成24年度から令和3年度に本県と岐阜大学が協定を結び、鳥獣対策に係る調査研究を目的とした寄附研究部門（鳥獣対策研究部門）を岐阜大学応用生物科学部附属野生動物管理学研究センター内に設置した。

令和4年度には、寄附研究部門の成果を踏まえつつ、生物多様性保全の観点からの野生生物による被害対策の更なる加速・強化のため、野生生物の管理を推進するためのシンクタンク組織として、岐阜大学構内に「岐阜県野生動物管理推進センター」を本県と岐阜大学が共同で設置した。

野生動物管理推進センターでは、野生鳥獣管理に関するシンポジウム及び講習会を開催し、県民の鳥獣被害対策に関する理解につながる情報を発信した。

表2-3-10 野生鳥獣管理に関するシンポジウム及び講習会参加者数

| 年度      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 参加者数（人） | 503   | 293   | 205   | 397   |

備考) 県環境生活政策課調べ

## (4) 安全・安心なジビエの推進&lt;農村振興課&gt;

県では、平成25年に獣肉利活用に関する衛生ガイドラインとして「ぎふジビエ衛生ガイドライン」を策定した。

また、「ぎふジビエ衛生ガイドライン」に則して解体処理された獣肉を取り扱う事業者を登録する「ぎふジビエ登録制度」を創設（H27）し、安全・安心なぎふジビエの安定供給を図るため、解体処理施設の整備支援や、フェア開催等による消費拡大とPR活動を実施した。

※ジビエとは、フランス語で、狩猟で捕獲した野生鳥獣の肉や料理のこと（農水省HP）

表2-3-11 ギフジビエ登録制度による登録事業者数の推移

| 年度末     | H29 | H30 | R1  | R2  | R3  | R4  | R5  | R6  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 解体処理施設  | 19  | 26  | 26  | 29  | 27  | 26  | 26  | 28  |
| 食べられるお店 | 県内  | 42  | 55  | 62  | 66  | 69  | 69  | 71  |
|         | 愛知県 | 8   | 8   | 8   | 4   | 3   | 4   | 4   |
|         | 東京都 | 1   | 2   | 3   | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 買えるお店   | 1   | 6   | 8   | 12  | 15  | 15  | 16  | 17  |
| 泊まれるお店  | -   | -   | -   | -   | -   | 2   | 2   | 1   |
| 加工品製造所  | 1   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   | 2   |
| 合計      | 72  | 99  | 109 | 115 | 118 | 119 | 121 | 125 |

備考) 県農村振興課調べ

表2-3-12 ギフジビエの年間取扱量の推移

|           | H29                | H30                | R1                | R2                | R3                | R4                | R5                | R6                |
|-----------|--------------------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 解体処理量 (t) | 20.1<br>(5.3)      | 18.1<br>(3.5)      | 21.7<br>(0)       | 24.5<br>(0)       | 29.3<br>(0.09)    | 27.7<br>(0.4)     | 30.2<br>(0.3)     | 30.8<br>(0.4)     |
| 処理頭数 (頭)  | 2,387<br>(534)     | 2,168<br>(353)     | 2,707<br>(0)      | 3,060<br>(0)      | 3,661<br>(9)      | 3,460<br>(40)     | 3,766<br>(31)     | 3,848<br>(41)     |
| 捕獲頭数 (頭)  | 30,081<br>(12,173) | 24,777<br>(10,716) | 17,026<br>(5,875) | 27,128<br>(6,818) | 26,151<br>(6,205) | 27,382<br>(7,640) | 24,788<br>(7,901) | 26,460<br>(9,211) |

備考) 1 県農村振興課調べ (捕獲頭数は環境生活政策課調べ)

2 イノシシとニホンジカの合計、( )内はイノシシ分

## (5) 新たな狩猟者の確保と技術の向上及び安全な狩猟の推進&lt;環境生活政策課&gt;

昭和50年代をピークに高齢化・減少を続ける狩猟者を増加させ、鳥獣被害の抑止力たる捕獲の担い手を育成するため、狩猟免許所持者の確保対策として、狩猟に興味のある方、狩猟免許取得を目指す方を対象にセミナーを開催した。

また、狩猟免許試験の土曜日開催(年3回)のほか、担い手確保講習会(わな猟・銃猟)などの講習会を開催するとともに、安全な狩猟や有害駆除の実施のため、岐阜県猟友会が狩猟者の技術向上等を目的として実施する事業に補助を行った。

## (6) 防護柵の整備及び被害防止捕獲の一体的な推進とカワウ対策の強化&lt;農村振興課&gt;

野生鳥獣による農作物被害の防止を目的に、令和6年度は19市町村で約117kmの防護柵設置を支援。併せて各市町村が行う有害鳥獣捕獲や個体数調整捕獲の取組について支援した。

また、カワウによる水産資源の食害及び河川生態系への影響の軽減を目的に、令和6年度は23漁業協同組合及び4地域鳥獣被害防止対策協議会等が行う捕獲等事業を支援した。

併せて、県内の大規模コロニー(営巣地)において、シャープシューティングによる捕獲を行うとともに、県内河川でのカワウの飛来数やコロニー及びねぐらにおける生息羽数、大規模コロニーにおける生息動向調査を実施した。